

『汽水の松江堀川』魅力アップ協議会規約

(総則)

第1条 本規約は、『汽水の松江堀川』魅力アップ協議会（以下「協議会」という）の設立に関する必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 斐伊川水系宍道湖東域河川整備計画の「河川環境の整備と保全に関する目標」に基づき、多様な汽水環境の保全・創出と、観光スポットである松江堀川の魅力アップを図る。

- ① 松江堀川の生態系の把握
- ② 水環境の保全のための啓発
- ③ 官民協働での水環境保全
- ④ 地域住民、観光者の視点を取り入れた多様な水辺環境の創出

(構成員)

第3条 協議会の構成員は、別紙の名簿に掲げるアドバイザー（有識者）、会員をもって構成する。

(補則)

第4条 必要に応じ、「島根県河川整備計画検討委員会」へ報告、または意見を聞く。
2 本規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会で定める。

(事務局)

第5条 協議会の事務局は、島根県土木部河川課に置く。
2 事務局には、必要な支援員を置くことができる。

(附則)

本規約は、平成27年7月16日より適用する。
本規約は、平成28年7月25日より適用する。
本規約は、平成28年9月30日より適用する。
本規約は、平成28年12月15日より適用する。

【『汽水の松江堀川』 魅力アップ協議会 構成員名簿】

[アドバイザー]

分野	所属・役職名	氏名
水環境 魚類・両生類・は虫類	島根県河川整備計画検討委員会委員 斐伊川水系宍道湖東域川づくり検討委員会委員 (平成21年10月～27年3月) (公財)ホシザキグリーン財団 環境修復事業マネージャー	越川 敏樹
	島根県立宍道湖自然館ゴビウス 総務課自然館総務係 環境修復担当	寺岡 誠二
水環境 魚類・底生生物	宍道湖漁業協同組合	桑原 正樹
環境省中国四国地方環境事務所 松江自然保護官事務所 自然保護官		瀬川 涼

[会員]

公益財団法人・民間等

団体名 (公財)
ホシザキグリーン財団
松江市観光振興公社 堀川遊覧船管理事務所
島根県環境保健公社

団体名 (民間)	役職	氏名
宍道湖魚類研究会	代表	桑原 弘道

行政

	所属	役職	氏名	
国土交通省	中国地方整備局 出雲河川事務所	計画課長	山本 浩之	
松江市	都市整備部河川課計画管理係	係長	石倉 康正	
		主幹	稲場 英司	
	産業観光部観光施設課施設係	係長	大谷 浩	
		主任主事	米原 久人	
	環境保全部環境保全課環境保全係	係長	石倉 裕之	
		主幹	乾 健一	
	教育委員会学校教育課	課長	永井 孝夫	
指導研修係長		前田 真利		
歴史まちづくり部まちづくり文化財課 文化財保護係	係長	古瀬 雅章		
	副主任	曾田 智史		
島根県	環境生活部	自然環境課	グループリーダー	森脇 偉之
		自然保護グループ	主任	奥村 和正
		環境政策課水環境グループ	グループリーダー	永島 寛幸
	農林水産部水産課漁場環境・内水面グループ	グループリーダー	道根 淳	
		企画員	石橋 茂人	
	商工労働部観光振興課観光企画グループ	グループリーダー	清水 寛之	
	教育庁教育指導課 学力育成スタッフ	指導主事	齋藤 由美子	
	松江県土 整備事務所	土木工務部土木工務第二課土木工務第三係	主任	岡田 敬友
			土木工務部土木工務第二課土木工務第四係	技師
		維持管理部管理第一課 管理第一係	主任	松浦 渡
主事			天野 凜太郎	

[事務局]

所属	役職	氏名
島根県土木部河川課	課長	田中 悟
	企画調査グループリーダー	古川 勝治
	主任	藤岡 八寸志
	主任技師	金村 拓也

『汽水の松江堀川』魅力アップ協議会内規案（平成 28 年 12 月 15 日適用）

（民間団体の参画）

民間団体の参画にあたっては、以下の点を条件とする。

- ① 【団体所在地】 松江市
- ② 【活動内容】 協議会規約第 2 条①~④の目的に沿ったもの
- ③ 【活動実績】 市内の河川の生き物調査、環境学習、松江堀川の魅力アップ
に貢献するもの